

第十四号 第四十八回 参議院運輸委員会議録

昭和四十年三月二十三日(火曜日)

午後二時六分開会

委員の異動

三月十八日

辞任

江藤

智君

佐藤

信郎君

三月十九日

辞任

前田

久吉君

吉田善次郎君

三月二十二日

辞任

江藤

智君

高林

康一君

三月二十三日

辞任

前田

久吉君

上林

忠次君

出席者は左のとおり。

委員長

浅井

亨君

進君

理事

河野

謙三君

吉田忠三郎君

木暮

武太夫君

山崎

齊君

相澤

重明君

小酒井義男君

大久保

武雄君

芥川

輝孝君

運輸政務次官
運輸省海運局長
運輸省船舶局長政府委員
大久保武雄君
若狭得治君
浅井亨君

○委員長(松平勇雄君) ます、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願います。

○相澤重明君 前回御説明をいたしましたのは、港湾整備五カ年計画を、いわゆる現在の輸送状況あるいは港湾の取り扱い貨物量の増大に伴つて現在の計画では不十分であるということで、今回四十点として五カ年計画を策定をするということの御説明をいたいたわけです。

そこで、これらの計画を実施するためには、運輸大臣は港湾審議会の意見を聞いて策定をされた

○委員長(松平勇雄君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。初めに委員の異動について報告いたします。三月二十二日付をもって委員増原恵吉君が辞任し、その補欠として上林忠次君が選任され、また、本日付をもって委員浅井亨君及び野上進君が辞任し、その補欠として白木義一郎君及び山崎斎君が選任されました。

○委員長(松平勇雄君) ます、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願います。

○相澤重明君 前回御説明をいたしましたのは、港湾整備五カ年計画を、いわゆる現在の輸送状況あるいは港湾の取り扱い貨物量の増大に伴つて現在の計画では不十分であるということで、今回四十点として五カ年計画を策定をするということの御説明をいたいたわけです。

そこで、これらの計画を実施するためには、運

事務局側 運輸省海運局長 佐藤 警君
常任委員会専門 吉田善次郎君
説明員 事官 高林 康一君
議員 員会専門 吉田善次郎君
運輸省海運局参 高林 康一君
佐藤 警君

ことだと思う。そこで、港湾審議会の意見といふものはきわめて重要なと私は思うのであります。現在まで港湾審議会で審議された意見の中でも重要なものを二、三あげてひとつ御説明をいただきたいと思う。それが今までの第二次五カ年計画ともいうべきこの策定の大きな要素に私はなっていると思う。こういう意味で、どういう点が港湾審議会で特に強調され、今回のこうした方向をとるに至ったかということを、審議会の中から、局長等も御出席を願つておると思いますので、特徴点をひとつあげてほしいわけです。

○政府委員(佐藤警君) 実は、この五カ年計画につきましては、従来持つておりましたのは事務局の素案でございまして、今回このワクが閣議了解を経まして法律が改正され、この法律に基づきまして新しい案をつくりて、それを審議会にかけられると、まだこの案については審議会にかける段階に至つております。

○政府委員(佐藤警君) 実は、この五カ年計画につきましては、従来持つておりましたのは事務局の素案でございまして、今回このワクが閣議了解を経まして法律が改正され、この法律に基づきまして新しい案をつくりて、それを審議会にかけられると、まだこの案については審議会にかける段階に至つております。

○相澤重明君 私のお尋ねしているのは、つまり三十六年を起点として港湾整備五カ年計画というものを策定をしているわけです。それで港湾審議会でもいろいろと御意見を受けておる。そこで、

先ほど申し上げたように、現在の貨物の取り扱い量とかあるいは輸送状況等を考えると、今までの計画ではこれは不十分であると、こういうこと

は当然審議会の中でもそれは述べられておるのであります。したがつて、政府も、この現在の状況

はないか。したがつて、政府も、この重点事業をどうい

うふうにあげるかということは、政府の予算を投

資する場合、いわゆる一つの先行投資あるいは設

備投資、やはり財政の効率的運営を考えなければならぬわけです。ただ金を、政府が港湾整備だ

らということで、一律にかけたところ、効果と

いうものはそうあがらないと思う。そういう意味

で、やはり重点的に国際競争力を培養するとか、

あるいはいまの時点でここを最も重点にやらなければいけない、こういうものが私は策定されなければならぬと思うのですよ。そういう意味で、計

ります。しかし、今までこういうふうなことが生まれてくるというのは、やはりそこに港湾審議会でも私は議論のあったところだろうと、こう思っています。そういう点の特徴的なものはどういうものがあつたか、こういう点を、前の話を実はお伺いをしているわけです。

○政府委員(佐藤警君) 港湾審議会におきましたて、昨年度実施いたしましたのは、各港につきましての計画の審査でございますが、この前の五カ年計画をつくるにつきましては、審議会にかけておるわけでございまして、当時審議会として重点を置いて議論されましたことは、やはりこの生産の伸び、特に輸出というものに對して、港湾の施設がこれでいいかどうかということが一点。もう一つは、船型が大きくなるのでございましたから、これに対応して港の水深をいかに深くしていくかという点、これが主要な議論だと思います。

○相澤重明君 そこで、私が再度お尋ねをしたいのは、この本法が制定された後に、いま局長からも指摘されたように、重点項目というのがあると思うんです。したがつて、たとえば新産業都市の関係の港湾、あるいは外國貿易港の整備、あるいは内国貿易とかというふうに、それぞれの項目があるわけですね。そういう中で、地方単独事業をも含んで、私はこの重点事業というものをどういふうにあげるかということは、政府の予算を投

資する場合、いわゆる一つの先行投資あるいは設

備投資、やはり財政の効率的運営を考えなければ

ならぬわけです。

あるいはいまの時点でここを最も重点にやらなければ

いけない、こういうものが私は策定されなければ

ならぬと思うのですよ。そういう意味で、計

画の重点を、いまどこにこれから置こうかということことを、政府として、立案者として考えておかなければ、私はやはり問題が残るだろう、こう思うので、先ほどの御答弁に統じて、これからこの法案が制定されたら、どこに一体重点を置くのか、こういう点を再度ひとつ御説明をいただきたい思ふ。

○政府委員(佐藤鑑君) この法案を提案いたしました理由と申しますが、五カ年計画を新たに改定するに当つては、貨物量が急速にふえてきたということでございまして、貨物量の増大に対応して港湾施設を増加していくことが一番重点を置かれているわけでございます。しかも、その中で外国貿易港における輸出貨物の増加というのは顕著なものがござりますし、昭和三十六、三十七年における船積みとござります。

沙に、美しく新興業者市またに「美利坚州年が区域」というようなものが指定されまして、これは今体の国土総合開発的な觀点と、過密都市対策として考えられているものでございますから、これられて対応する港湾の整備というものをあわせて考へていきたい。

第三点は、先ほど申しましたように、船が大型化してまいりましたので、航路につきまして新たに大型船が通れるよう改修していくべきであります。

○相澤重明君 そこで、これは、政務次官御出席いたしましたので、お尋ねをしていきたいと申うのですが、いま局長の言われる三つの重点項目について、よくわかりました。しかし、港湾整備をして船の荷役等の問題がたとえばスムーズに行なわれる施設ができるとしましても、これは海上輸送だけでは、いわゆるせっかくの貨物の取り扱いというものが半減してしまうわけです。そこで、陸上との関係がなくてはいかぬと私は思う。

そういう場合に、たとえば六大港を含んで港をそなういう重点施設をしたけれども、陸上の整備といふのは一体どうなのか、こういう点について――これは国鉄とか私鉄とかいろいろあるでしょう。あるでしょうが、一応、運輸省としては、監督官庁として、これだけの投資をして、そして港湾のいま申し上げたような施設ができるわけですから、それに輸送力が一致するような陸上輸送といふものを考えなければならぬだろう、こういう点について、前回私は決算委員会なり運輸委員会でも北海道の苫小牧港の話を例に出したことがあるので、全国的に政府がお考えになっている、そういう港湾と陸上輸送との関係をどういうふうにお考えになつて、またどういうふうにやるうとしているのか、これをひとつ政務次官からお答えをいただきたいと思います。

で、紙の上の経済計画をつくりましても、これだけはその面から瓦解してしまりますこと私は考えております。そこで、ただいま仰せのございまして、ようには、海陸輸送の調整あるいは総合化というとのほかに、さらにそれに付帯する諸行政、諸設まで含めました意味におきまして港湾機能の全面的な増強ができますように配慮いたしていきたいと、かように考えているような次第でござります。

う思うのであります。
そこで、いま一つ、第三点の問題としては、この前の御説明では、港運協会法は今年の半ばころ、六月末ごろというような話しづなかつたかと思うのであります。やはり今日そういうお考えでおるのかどうか、この点もひとつ御答弁をいただきたいと思う。

○政府委員(佐藤鑑君) 先に資料の点でございま
すが、外国貿易における臨港鉄道なり臨港道路なりの計画といいますものは、この五ヵ年計画においては、細部についてこれからきめていくわ
けでございますので、この資料と申しましても、現時点では実はあまりかねるのではないかと思
うのでござります。
それから、委員の名簿その他経歴について、これは手元にござりますので、次の委員会までに提出申し上げます。

としては、政府自体としては、いま言つた総合的なものがあると思います。それをひとついま一部というわけにいきませんから、あとでひとつ、外國貿易港の計画についてこういうものがある、それから新産業都市の港湾整備についてはこういうものがあるということを、ひとつ後刻資料で御提出をいただきたい。この中で、従来の目標が、先ほども局長から御説明をいただきましたように、急激に貨物の取り扱い量が伸びて、計画目標としては一〇・五億トンを政府もお考えになつておるようでありますから、たいへん私はけつこうだと思っているのです。けつこうだが、それがそういうふうに実際に進まなければならぬと思ひますので、いまの計画をひとつ発表願いたい。

う思うのであります。
そこで、いま一つ、第三点の問題としては、この前の御説明では、港運協会法は今年の半ばごろ、六月末ごろというような話しあなかつたかと思うのであります。やはり今日そういうお考えであるのかどうか、この点もひとつ御答弁をいただきたいと思う。
○政府委員(佐藤鑑君) 先に資料の点でございますが、外國貿易における臨港鉄道なり臨港道路なりの計画といいますものは、この五ヵ年計画においては、細部についてこれからきめしていくわけでございますので、この資料と申しましても、現時点では実はまとまりかねるのではないかと思うのでござります。
それから、委員の名簿その他経歴について、これは手元にございますので、次の委員会までに提出申し上げます。
それから、最後に、港運協会でございますが、これは答申にも、港湾関係人が自主的に、そういうことをやはり自覺をすることが必要だということがござりますので、現在、関係業者並びに団体に、私どものほうも示唆いたしまして、公益法人として全国一本の港運協会にまとめるということを、六月を目指にしてやっておるような次第でござります。
○相澤重明君 最初の点で、もちろん私の資料要求というのは、運輸省の計画であって、もちろん港湾審議会で御論議いただき、また経済企画庁長官とも協議をして、最終的なものはきまるわけですよ。きまるが、この予算を要求し、法律を提案する、その骨子といいうものはあるわけですよ、考え方といいうものは、たとえば、さき申し上げました大六港なら、外國貿易港についてはどうするのだと、こういうものがあるから、それに伴う資料というものを御提出をいただきたい。いわゆる説明資料だ。
それから、いま一つは、港運協会、いわゆる公益法人を進めるにあたって、いろいろと業界のことですから要望もあると私は思うのです。した

がつて、なるべくそういう関係業界とも話し合いをして、それで案がまとまれば、これは来年の国会提案になるでしょう。もし法律ということになれば、一応、公益法人だけならば、別にそういう問題はないと思いますが、そういう点について、法律としてお考えになる場合があるかも知れぬし、あるいは公益法人だけでいく場合もあるかも知れませんが、一応ひとつ、関係業界と十分素案を練つて、できるだけやはり一本化するのが私は望ましいと思う。そういう点で御質問申し上げたわけですが、その国会提出を来年度お考えになつておるのか、それとも、そういうことじやなくて、これは事実上そういう運動体としてでき得るというお考えで進めておるのか、いま一度、この点不明確だつたので、お答えをいただきたいと思う。

とで御説明いただくなら資料としてひとつ御提出いただきたいと思う。

それから二つ目の質問は、機帆船といういまの定義の問題になるわけですが、この帆船といふのは一体現在はどういうふうな航法をつまりしておるのか。帆がなければ帆船とは言えないですね、これは。だから、平水地域にしても、大洋にても、帆船というその定義ですね、こういうものについて政府はどう考えておるのか、この点もあわせてひとつ御説明をいただきたい。

○ 説明員(高林康一君) 第一の点でございますけれども、組合非加入船と組合加入船の海難事故の件につきましては、目下そのような資料がでておりませんので、なお主要な組合あるいは地区につきまして、これはすぐ調査をいたしまして、わかり次第また御報告申し上げたいと考えております。

○ 政府委員(芥川輝幸君) 帆船の技術的認定の問題について申し上げます。船舶法では汽船と帆船二種類に分けておりますが、そのうちで帆船と申しますのは、「主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ機関ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス」、そういうことで帆船の技術的な判定基準といたしております。

○ 相澤重明君 いまの局長の説明ですと、帆船といつても、動力を持っておっても帆を持っておれば帆船という、こういうことですか。

○ 政府委員(芥川輝幸君) 主として帆をもつて運航する場合ならば、動力を持っておっても帆船とみなす、こういうことでございます。

○ 相澤重明君 そうしますと、平水地域における帆船は実際に帆を上げて走っているんでしょうが、この実態の確認は非常に問題がむずかしいとか。

○ 政府委員(芥川輝幸君) 運航している実態につきましては、非常にむずかしいと思うわけでございますが、帆を上げる場合は比較的少ないのでではないかというふうに想像されるわけあります

いわゆる動力があるということで、検査といふものが汽船のはうに重点を置くと、どうな考へ方はないですか、その点はどうなんですか。

○政府委員(芥川輝孝君) 平水帆船の実態の問題につきまして、たゞいま御質問のようだ、たゞいまは改造をするような場合には、改造をいたしましたが、それが船舶法による表示に影響を与えるような場合には、当然検査を行なうわけござります。が、そういう場合に、これを汽船とみなすほうでは、それが船の場合は、当然このとおりに登録がえをしますが、それと同時に汽船とみなさなければ汽船といつて登録がえをするわけございません。

○相澤重明君 時間の関係で、私もきょうはごく概略だけ質問しておきたいと思うのですが、いま一度念を押しておきますが、帆船の場合でも、いわゆる動力があつても帆船と認定をした場合では、それを特に検査の場合でも汽船とはみなさなければ汽船といつて登録がえをするわけござります。

○政府委員(芥川輝孝君) 一べん船舶法による帆船と認定をいたしましたあとは、何らかの事由によつてその事項を変更する理由のない限りは、帆船であるというふうにみなしてまいるわけでござります。

○相澤重明君 これはいま全国的に、また私の地元の京浜港においても、運輸省の機帆船の検査のしかたについて、非常に問題があるわけです。ふしこれを、先ほど私が簡単に申し上げたように、政府が帆船と認定をしておつても、実際に帆をつかつて航行しているなんていふのは、平水地域においてはまれなんです。したがつて、いわゆる汽船とこれはみなすと、いふことになつたら、私はたゞいへん業界が混乱をすると思うのです。そこでいま御質問申し上げたわけです。

ですから、私は、暫定的にせよ恒久的な施策といたものは、いろいろの名称の使い方等も法律上は出てくるかも知れぬと思うが、現在の帆船として登録されているもの、これについては、当分のうい面で私はやはり進んでもらう。行政管理庄

の勧告が出たからといって、これをただちに実施をするということについては、相當私は問題があると思う。ただし、それをどういふ名称にするかという、帆船といふいう名称もおかしいだらうし、たゞ単に帆船といふのも、あるいは現在の時点から考えて適當でないかも知れない。だから、その点はひとつ、業界のはうから意見も出るだらうし、政府でお考えになつてもいいと思う。そういう点で、私は名称のいかんにかかわらず、現在の帆船として認定をされている、登録をされているものについては、やはり行政指導としては、事故を起こさない程度の監督の強化はしても、そのままでやはり進んでもらう、こういうことで、実はきょうも、運輸大臣にも御出席いただいて、その点を私は確認をしておきたかった。幸いいまの局長の答弁で、ほぼ私の申し上げたことも大体変わりないようでありますから、政務次官も出席しているので、今後の課題としてはあると思いますが、早急に、ただ単に行政管理庁の勧告の名によつて業界を混乱をさせないように、それからまたそういう取り扱いの場合には十分配慮した取り扱いをしてもらいたいということを申し上げて、きょうのところは私は質問を終わつておきたいと思うのです。

○政府委員(大久保武雄君) ただいま相澤委員からお尋ねの件は、船舶局長が答弁いたしましたとおりでございますが、御質問の趣旨を体しまして、遺憾なきを期したいと考えております。

○委員長(松平勇雄君) 本件については一応この程度といたします。

次回は、三月二十五日午前十時から開会するごととし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会

昭和四十年三月二十七日印刷

昭和四十年三月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局